**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県諏訪市大字湖南三一番地一一、最後の住所長野県諏訪市大字湖南三一七七番地
二　被相続人　亡　吉沢　春人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
長野県松本市並柳一丁目一二番一二―二号
相続財産管理人　司法書士　小林香代子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府京都市左京区岡崎東福ノ川町三三番地、最後の住所京都市南区東九条西岩本町一番地一　東九条のぞみ特別養護老人ホーム
被相続人　亡　木下　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇　弘希ビル二階・三階　弘希総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻村　英介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府河内長野市喜多町七〇番地、最後の住所大阪府河内長野市喜多町一五六番地の三
被相続人　亡　山本　政春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県大和高田市大字大谷三二〇番地一七、最後の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧八九九番七　介護老人保健施設グランディまきば
被相続人　亡　川本　昭美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
大阪市浪速区難波中三丁目五番四号難波末沢ビル三階　田中宏幸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　宏幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県三木市福井一九八一番地、最後の住所兵庫県小野市大島町二七八番地の一サウスレーベン小野四〇二号
被相続人　亡　大西由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
兵庫県三木市緑が丘町東一丁目一番地の五〇シラユリ第一ビル三A号室緑が丘法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向田　智明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県和歌山市東長町六丁目三七番地、最後の住所和歌山県和歌山市大谷八四番地五　被相続人　亡　村辻　吉盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日
和歌山県和歌山市岡山丁五〇番地二
相続財産管理人　弁護士　岡　正人

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年八月一日
一、墳墓等所在地　岩手県盛岡市玉山字高久保三一、墳墓等の名称　墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　岩手県滝沢市鵜飼細谷地四三番地一三　大平　数雄

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地の管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年八月一日
一　墳墓等所在地　大阪府箕面市萱野五丁目一三〇九番
一　墳墓等の名称　東西坊島墓地
一　死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　本籍全て不詳　平井正夫家　九八、森米造家　一〇二、塚本ウメ家　一一九、垣内久吉家　一二二
一　改葬を行おうとする者　大阪府箕面市坊島四丁目三―一　箕面市東西坊島墓地管理委員会
委員長　森木　利幸

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年八月一日
一、墳墓等所在地　兵庫県高砂市米田町島字寺浦三一九―五番地
一、墳墓等の名称　無（西村先生墓）
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　西村栄●
一、改葬を行おうとする者　兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋三七五―四二番地　島町内会会長　国京　茂憲

**債権申出の公告（第三回）**

当基金は、平成二十九年七月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月一日
東京都台東区浅草橋三丁目一番一号
日本合板厚生年金基金
代表清算人　井上　篤博

**債権申出の公告（第三回）**

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月一日
東京都杉並区久我山一丁目七番四一号
岩崎通信機株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
髙宮　嘉康

**所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告**

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月一日
大阪府東大阪市西鴻池町三丁目一番二二号
山陽自動車運送株式会社
代表取締役社長　荻野　秀実

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号
谷口　薫一　兵庫県姫路市下手町四四六番一六号　普通株式　二二五株　無